

関西教育ICT展事務局 行

「出展のご案内」の内容と出展規程を承諾の上、『関西教育ICT展』への出展を下記のとおり申し込みます。

1 出展者情報(出展実務【連絡】担当者)

申込年月日: 年 月 日

申込企業・団体名	(フリガナ)		
出展責任者	所属・役職	氏名	(フリガナ) (印)
	所在地・連絡先	〒	
TEL:		FAX:	
実務担当者(連絡窓口)	所属・役職	氏名	(フリガナ) (印)
	所在地・連絡先	〒	
	TEL:	FAX:	
E-mail:			

2 申込内容

支払予定期日: 年 月 日

※支払期限: 2018年5月31日(木)

○申込小間数・出展料金・出展エリア

小間形態等	出展料金	事務局記入欄
一般小間	¥270,000 × 小間 = ¥ +消費税	(1小間単位、消費税別)
出展エリア	<input type="checkbox"/> 一般エリア <input type="checkbox"/> eラーニングトレンド・フェア	

※出展料を含め、本展示会に関するすべての請求にかかる振込手数料は、出展者にてご負担ください。

3 出展者公開情報 (印刷物、ホームページ等に掲載いたしますので、正確にご記入ください。)

出展者名	(フリガナ)	
問い合わせ窓口(所在地・連絡先)	〒	TEL:
URL	http://	
共同出展者名	(フリガナ) (共同出展者のある場合のみご記入ください)	
共同出展者URL	http://	

出展内容(70文字以内)※HP及び会場配布するパンフレットに掲載します。

出展分野	<input type="checkbox"/> ICT機器 <input type="checkbox"/> 授業支援システム <input type="checkbox"/> 校務支援システム <input type="checkbox"/> 教育用ソフトコンテンツ
	<input type="checkbox"/> 特別支援教育 <input type="checkbox"/> プログラミング教育 <input type="checkbox"/> セキュリティ対策 <input type="checkbox"/> eラーニング
希望する来場者層	<input type="checkbox"/> A.自治体・教育委員会 <input type="checkbox"/> B.小学校・中学校 <input type="checkbox"/> C.高等学校 <input type="checkbox"/> D.大学・短大 <input type="checkbox"/> E.専門学校・塾・予備校
	<input type="checkbox"/> F.その他の教育機関(幼稚園・保育園) <input type="checkbox"/> 各種スクール <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> G.図書館等公共施設
	<input type="checkbox"/> H.学校向け流通業 <input type="checkbox"/> I.一般企業 <input type="checkbox"/> J.その他()

【送付先】

関西教育ICT展事務局

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15 (株)テレビ大阪エクスプロ内

TEL:06-6944-9918 FAX:06-6944-9912 E-mail:kyouikuict@tvcoe.co.jp

事務局使用欄

受付	請求内容	請求書No.	請求日	入金日	1	2	3
受付日	出展料金				4	5	6
受付番号							

主な出展規程

1 出展申込方法

出展希望者は出展申込書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、事務局宛てに郵送、ファクス、Eメールなどの手段により提出してください。

〈出展申込書送付先〉

関西教育ICT展事務局(株式会社テレビ大阪エクスプロ内)

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15

Tel:06-6944-9918

Fax:06-6944-9912

E-mail:kyouikuict@tvoe.co.jp

2 共同出展者の取り扱い

2つ以上の企業・団体が共同出展をする場合は、原則として1つの企業・団体が代表して出展申込を行い、出展料金などの請求をはじめとする事務局からの連絡は、すべて代表申込者の実務担当者のみ行うものとします。共同出展を行う企業・団体名は、申込時に事務局に通知してください。その通知がない場合、主催者が制作する印刷物等に名称が掲載されない場合があります。

3 出展申込の契約

出展申込者(以下、出展者)が事務局の定める手続きを行い、出展申し込み(出展申込書の郵送、ファクス送信、Eメール送信などの手段により提出)を事務局が受領した時点で出展申込の契約成立とします。

ただし、その出展者が出展資格を持たない、また出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わないと事務局が判断した場合は、出展を拒否することがあります。

4 出展申込締切

平成30年4月20日(金)

ただし、上記締切以前であっても、出展申込が予定小間数に達した場合、申し込みを締め切る場合があります。

5 出展料金の支払い方法

事務局が出展申込書を受領後、出展料金の請求書を送付しますので、平成30年5月31日(木)までに消費税込の合計金額を指定口座まで振り込むものとします。出展料金を期日までに支払わない場合は、出展申込を取り消しとする場合があります。

なお、出展料金を含め、本展示会に関する全ての請求にかかる振込手数料は、出展者が負担するものとします。

6 出展申込の解約

6-1 出展申込契約成立後に、申込の解約または申込内容の変更(申込小間数の削減など)は原則として認められません。やむを得ず、申込の解約または申込内容の変更を行う場合は、その理由などを明記した文書を事務局に提出し、承諾を得た場合に認められるものとします。

6-2 出展申込締切日の翌日(平成30年4月21日)以降、やむを得ず出展申込の解約、申込内容の変更を行う場合には、下記要領に従って、解約料金を申し受けるものとします。

書面による解約および変更通知を受領した日	解約料
平成30年2月20日から4月20日まで	出展料金(消費税合計金額)の50%
平成30年4月21日以降	出展料金(消費税合計金額)の全額

6-3 解約料金は、解約決定後、直ちに支払うものとします。

7 主催者による出展申込契約の取り消し

7-1 主催者は、出展者が下記の場合に該当するとき、出展申込の契約を取り消すことができます。

7-1-1 出展者および共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、反社会的勢力と判明した場合

7-1-2 出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わない場合

7-1-3 その他、出展が著しく不相当と認められる場合

7-2 前項にて出展申込契約が取り消された場合でも、出展者は事務局に出展料金(消費税込合計金額)を支払い、割り当てていた出展小間は、事務局によって適切な方法で使用できるものとします。

8 出展小間位置の決定

出展小間位置の割り当ては、出展申込の順番や小間数、展示内容、会場の構成等を勘案したうえで、主催者にて決定するものとします。また、主催者は、展示効果向上や来場者動線、消防等関係法令などと照合し、円滑かつ安全な運営上必要と判断した場合には、決定後であっても出展小間位置を変更をできるものとします。

9 小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換することはできません。

10 出展小間の引き渡し・小間装飾

出展小間は1小間あたり9㎡(間口3m×奥行3m)とします。隣接する出展者がある場合は、幅3m×高さ2.7mの壁面パネルを設置した状態で引き渡すこととします。ただし、角小間の場合は、通路面にパネルを設置しません。

上記に定めた内容以外に装飾をする場合は、別に定める装飾規程(平成30年5月下旬頃発表予定)に沿って小間装飾を行うものとします。

11 出展物および展示装飾に関する規制

11-1 主催者は、出展者が出展申込書の出展内容欄に記載した内容、または、出展小間内に設置された展示物や装飾物等について、展示会開催趣旨・目的に沿わないと判断した場合、それらを出展者に撤去させたり、出展を拒否できるものとします。なお、その場合、主催者は、撤去費用の負担や出展料金の返金について、一切の責任を負いません。

11-2 展示装飾について、近隣小間の出展者から苦情が出たとき、主催者が展示会を運営する立場からその装飾内容を変更する必要があると判断した場合、該当する出展者はその装飾内容を変更しなければなりません。また、その場合に発生する費用等は変更を要請された出展者が負担するものとします。

12 展示物等の管理と免責

出展者は、搬入から会期、搬出の全期間中、責任をもって出展スペース内に常駐し、展示物の保護、維持管理や来場者への対応にあたるものとします。主催者は警備員を配置するなどして会場全体の管理・保全にあたりますが、出展小間内に設置されている展示物等への天災、不可抗力、盗難、紛失などの原因により生じる損失または損害について、その責任を負わないものとします。

13 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険に加入するなど、十分な対策を講じてください。

14 展示会開催の変更・中止

14-1 主催者および事務局は、天災、その他の不可抗力により会期・会場の変更、展示会規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者および事務局は、これによって生じた損害の補償や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する責任を負わないものとします。なお、展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金より既発生費用を控除した残額の一部を返金します。

14-2 出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消すことはできません。

15 出展規程等の遵守

出展者は、主催者が定める出展規程や装飾規程、展示会運営方法(以下、規程等)を遵守し、他の出展者の妨げにならないように展示を行わなければならないものとします。主催者は規程等を違反した出展者に対して、その是正と、場合により撤去を命じることができるものとします。

また、出展者は、会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も遵守しなければなりません。